様式第34

表

第　　号

立　入　検　査　証

下記の者は、中小企業等協同組合法第9条の7の5第1項において読み替えて準用する保険業法第305条第1項、中小企業等協同組合法第69条の4において読み替えて準用する保険業法第308条の21並びに中小企業等協同組合法第105条の4第1項から第4項までの規定による立入検査をする職員であることを証明する。

所　　属　　所属長印

官　　職

年　　月　　日生

氏　　名

写　真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

中小企業等協同組合法等抜粋

○中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

第9条の7の5　保険業法～（中略）～同法第305条第1項（立入検査等）～（中略）～の規定は共済代理店について、～（中略）～同法第311条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第305条第1項の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。（以下略）

第69条の4　保険業法第四編（第308条の2（紛争解決等業務を行う者の指定）及び第308条の7第1項（業務規程）を除く。）（指定紛争解決機関）並びに第311条第1項（第308条の21に係る部分に限る。）及び第2項（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定は、指定特定共済事業等紛争解決機関～（中略）～について準用する。（以下略）

第105条の4　行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

4　行政庁は、前2項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の